

資料編



Q1 令和2年度当初予算の概要はどのようになっていますか？

● 令和2年度一般会計【歳入】予算の概要

歳入当初予算額 46億9,800万円

(単位：千円、%)

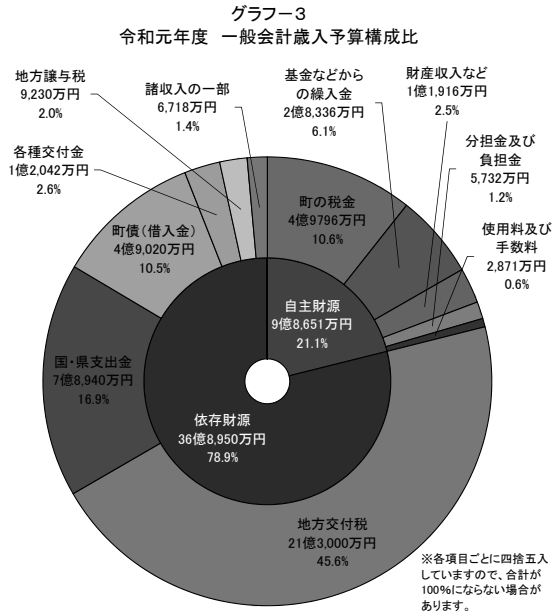
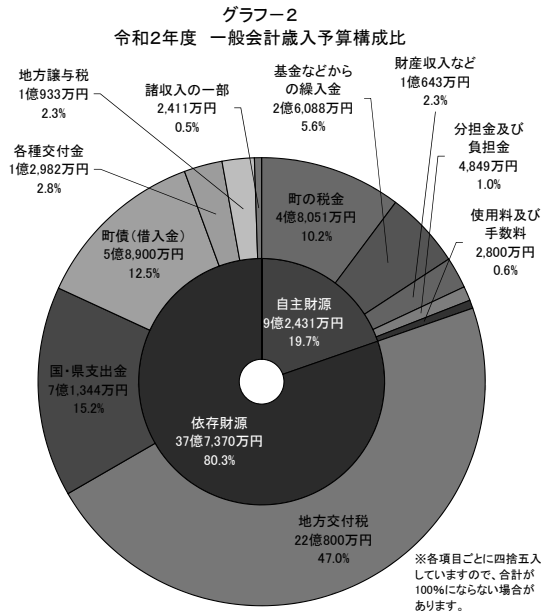
区 分	年 度	令和2年度		令和元年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	町 税	480,508	10.2	497,959	10.6	△17,451	△3.5
2	地 方 譲 与 税	109,331	2.3	92,300	2.0	17,031	18.5
3	利 子 割 交 付 金	389	0.0	897	0.0	△508	△56.6
4	配 当 割 交 付 金	578	0.0	924	0.0	△346	△37.4
5	株式等譲渡所得割交付金	278	0.0	731	0.0	△453	△62.0
6	法 人 事 業 税 交 付 金	7,000	0.1	0	0.0	7,000	皆増
7	地 方 消 費 税 交 付 金	112,792	2.4	100,276	2.1	12,516	12.5
8	自動車取得税交付金	1	0.0	10,355	0.2	△10,354	△100.0
9	環 境 性 能 割 交 付 金	5,541	0.1	5,746	0.1	△205	△3.6
10	地 方 特 例 交 付 金	2,527	0.1	778	0.0	1,749	224.8
11	地 方 交 付 税	2,208,000	47.0	2,130,000	45.6	78,000	3.7
12	交通安全対策特別交付金	712	0.0	712	0.0	0	0.0
13	分 担 金 及 び 負 担 金	48,491	1.0	57,319	1.2	△8,828	△15.4
14	使 用 料 及 び 手 数 料	27,995	0.6	28,707	0.6	△712	△2.5
15	国 庫 支 出 金	417,228	8.9	474,973	10.2	△57,745	△12.2
16	県 支 出 金	296,216	6.3	314,426	6.7	△18,210	△5.8
17	財 産 収 入	7,383	0.2	19,391	0.4	△12,008	△61.9
18	寄 附 金	50,001	1.1	50,001	1.1	0	0.0
19	繰 入 金	260,880	5.6	283,360	6.1	△22,480	△7.9
20	繰 越 金	10,000	0.2	10,000	0.2	0	0.0
21	諸 収 入	63,149	1.3	106,945	2.4	△43,796	△41.0
22	町 債	589,000	12.6	490,200	10.5	98,800	20.2
合 計		4,698,000	100.0	4,676,000	100.0	22,000	0.5

令和2年度歳入当初予算額は、前年度に比べ、構成比の順序に大きな変化は見られませんが、町債、地方交付税、国庫支出金、諸収入の増減幅が大きくなっています。また、町の税金などの自主財源比率は、19.7%となっています。

町債については、山のみち地域づくり交付金事業（林道開設事業）や宮野獅々内線整備事業（町道改良事業）の完了により減少したものが一方、三戸地区環境整備事務組合負担金（葬祭場更新）及び農泊施設の整備事業などに伴う借入により、大幅な増額となっています。

国庫支出金及び諸収入については、山のみち地域づくり交付金事業の完了により、国の補助金、森林管理署負担金などが減額となったことから大幅な減額となっています。

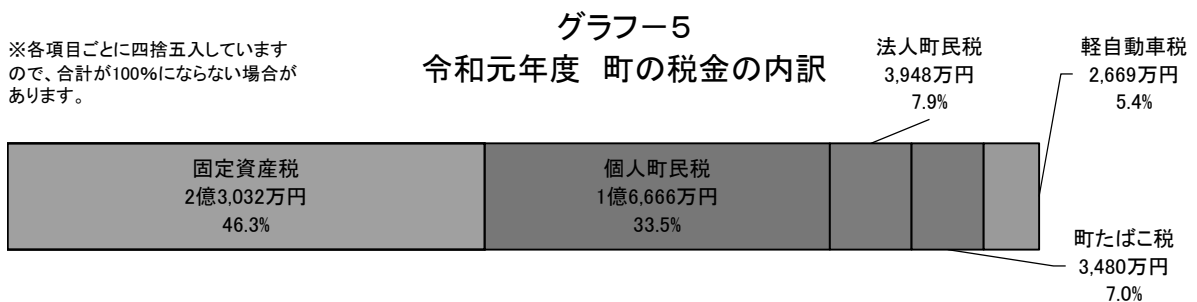
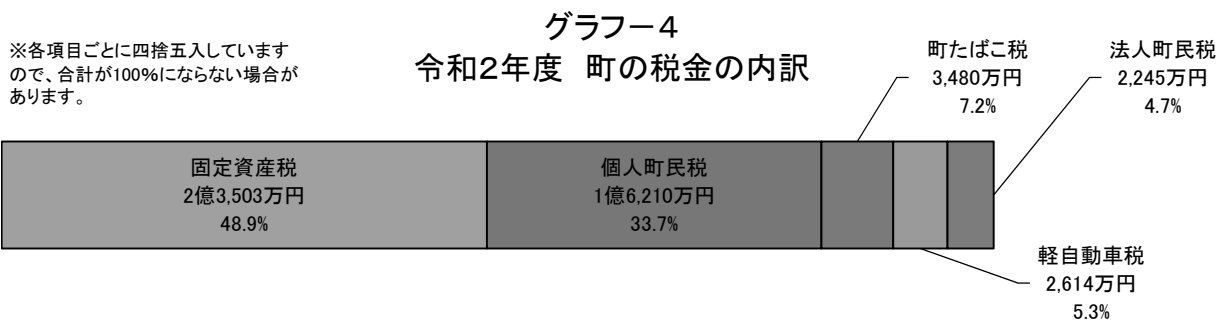
地方交付税については、国の計画などを基に推計し、町における近年の交付実績を考慮した上で増額の見込となっています。



町の税金の令和2年度当初予算額は、4億8,051万円の前年度と比べて3.5%、1,745万円の減額となっています。内訳をみると、固定資産税が増額し、個人町民税、法人町民税及び軽自動車税が減額、町たばこ税が前年度と同額となっています。

固定資産税においては、新築家屋等の家屋分や事業所等における設備などに係る償却資産分が増額となっています

個人町民税、法人町民税においては、個人、法人ともに所得に係る税金が減額となっています。



● 令和2年度一般会計【歳出】予算の概要

歳出当初予算額 46億9,800万円

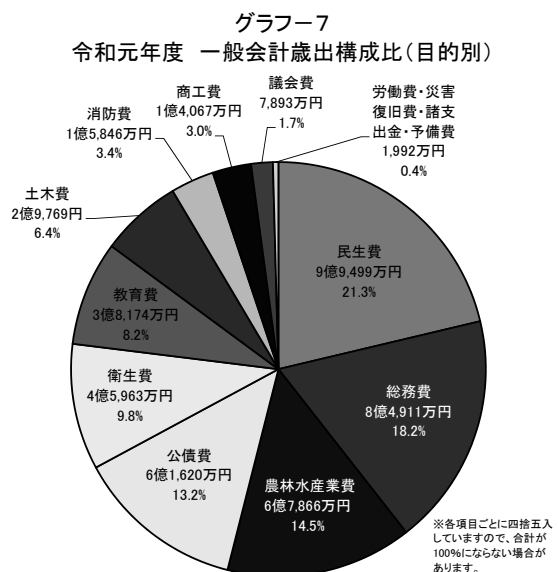
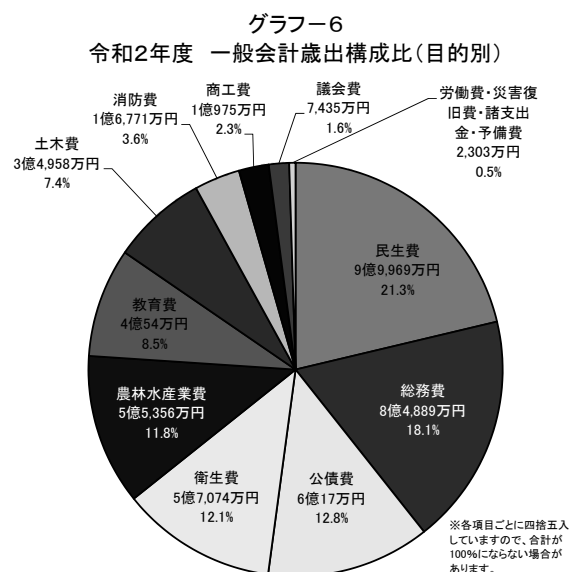
【目的別】

(単位：千円、%)

区分	年度	令和2年度		令和元年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	議会費	74,349	1.6	78,929	1.7	△4,580	△5.8
2	総務費	848,888	18.1	849,108	18.2	△220	0.0
3	民生費	999,690	21.3	994,992	21.3	4,698	0.5
4	衛生費	570,735	12.1	459,625	9.8	111,110	24.2
5	労働費	806	0.0	1,188	0.0	△382	△32.2
6	農林水産業費	553,565	11.8	678,663	14.5	△125,098	△18.4
7	商工費	109,746	2.3	140,668	3.0	△30,922	△22.0
8	土木費	349,579	7.4	297,691	6.4	51,888	17.4
9	消防費	167,710	3.6	158,457	3.4	9,253	5.8
10	教育費	400,542	8.5	381,748	8.2	18,794	4.9
11	災害復旧費	1,749	0.0	695	0.0	1,054	151.7
12	公債費	600,166	12.8	616,197	13.2	△16,031	△2.6
13	諸支出金	10,475	0.2	8,039	0.2	2,436	30.3
14	予備費	10,000	0.2	10,000	0.2	0	0.0
合計		4,698,000	100.0	4,676,000	100.0	22,000	0.5

歳出予算を、行政目的によって分類したものが上の表です。目的別予算では、町の大きな予算の比重を知ることができます。

令和2年度当初予算額では、民生費が最も多く、総務費、公債費（借入金の返済）、衛生費と続きます。衛生費においては、三戸地区環境整備事務組合負担金（葬祭場更新）の増額に伴い大幅な増額、農林水産業費においては林道開設事業、商工費においては施設改修事業の完了により大幅な減額となっています。



【性質別】

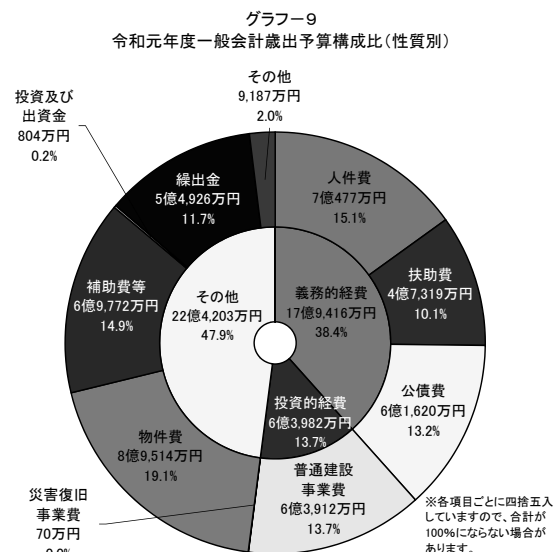
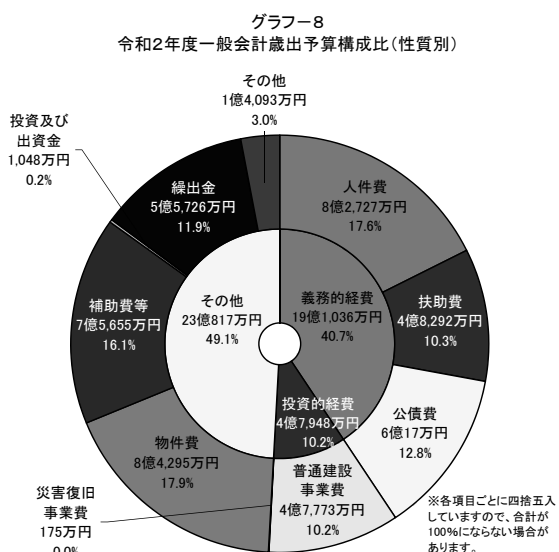
(単位：千円、%)

区分	年度	令和2年度		令和元年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	人件費	827,272	17.6	704,767	15.1	122,505	17.4
2	物件費	842,950	17.9	895,135	19.1	△52,185	△5.8
3	維持補修費	81,331	1.7	55,764	1.2	25,567	45.8
4	扶助費	482,919	10.3	473,193	10.1	9,726	2.1
5	補助費等	756,552	16.1	697,718	14.9	58,834	8.4
6	普通建設事業費	477,730	10.2	639,121	13.7	△161,391	△25.3
	補助事業	245,985	5.2	369,249	7.9	△123,264	△33.4
	単独事業	160,836	3.4	190,144	4.1	△29,308	△15.4
	県営事業負担金	42,324	0.9	44,154	0.9	△1,830	△4.1
	受託事業	28,585	0.6	35,574	0.8	△6,989	△19.6
7	災害復旧事業費	1,749	0.0	695	0.0	1,054	151.7
8	公債費	600,166	12.8	616,197	13.2	△16,031	△2.6
9	積立金	23,487	0.5	0	0.0	23,487	皆増
10	投資及び出資金	10,475	0.2	8,039	0.2	2,436	30.3
11	貸付金	26,110	0.6	26,110	0.6	0	-
12	繰出金	557,259	11.9	549,261	11.7	7,998	1.5
13	予備費	10,000	0.2	10,000	0.2	0	-
合計		4,698,000	100.0	4,676,000	100.0	22,000	0.5

歳出予算を、その経済的性質を基準として分類したものが上の表です。性質別に分類することは、町の財政の体質を分析する上で意義があります。

令和2年度当初予算額では、物件費が最も多く、人件費、補助費等、公債費（借入金返済）と続きます。

※会計年度任用職員制度の導入により、英語指導助手・国際交流推進員・特別支援教育支援員・地域おこし協力隊・臨時職員等の賃金が給与として支出されるため、人件費が増額しています。



Q2 町の借入金（町債）と積立金（基金）はどのくらいあるのですか？

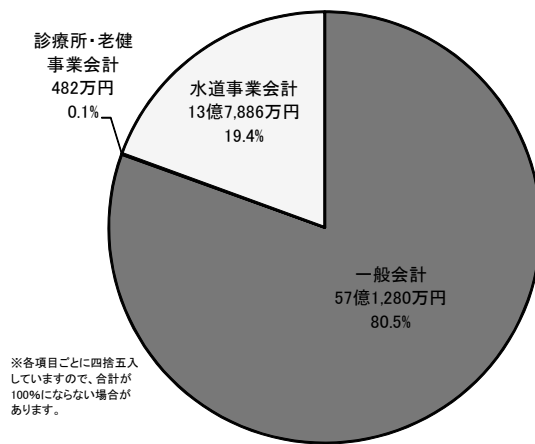
令和元年度末借入金残高（見込額）（全会計）70億9,648万円
（前年度 70億9,686万円）

○町民1人あたりの借入金残高 132万円（前年度129万円）

（令和2年2月末の住民基本台帳人口 5,373人
平成31年2月末の住民基本台帳人口 5,516人）

借入金（町債）の残高は、新たな借り入れよりも返済が多いため、前年度と比べると38万円減少する見込みです。度に得る収入（町税や地方交付税など）で賄わなければなりません。しかし、多額の費用を必要とする道路整備や施設整備などの公共事業を通常の収入で賄うことはできません。そこで、自治体では公共事業を行うときに限り認められる借入金を活用しています。

グラフ-10
令和元年度末借入金残高（見込）



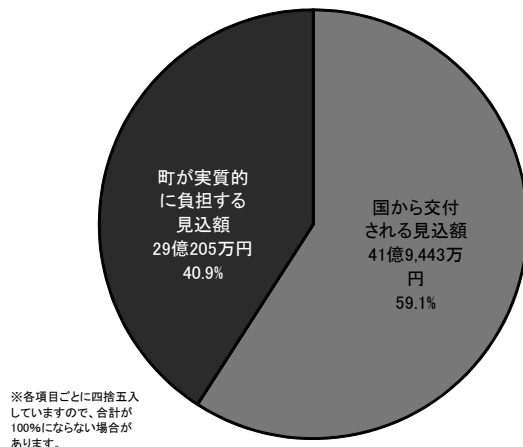
○借入金残高のうち町が実質的に負担する額 29億205万円

借入金（町債）の中には、公共施設の整備が遅れている過疎地域などで整備を進めやすいよう、返済額の一部を国が補てんする借入金や、本来国が補助金や交付金などの形で自治体に交付しなければならないものを国に代わって自治体が借り入れし、その返済額を国が補てんする借入金があります。

これらの借入金は、後年度、毎年返済する額などに応じて、地方交付税の計算に含めて各自治体に交付されています。

※借入金の返済に対して国から補てんされる額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、おおよその目安として計算しています。

グラフ-11
令和元年度末借入金残高に係る実負担額（見込）

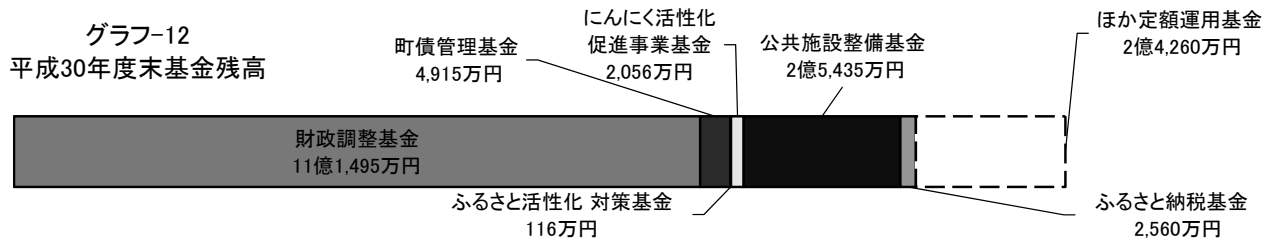


一般会計の積立金（基金）の残高

※積立金(基金)には、財政調整基金などの「積立基金」と、奨学資金や肥育素牛購入などの貸し付けを目的とする「定額運用基金」の2種類があります。ここでは、他団体と比較するため「定額運用基金」は除いて集計しています。

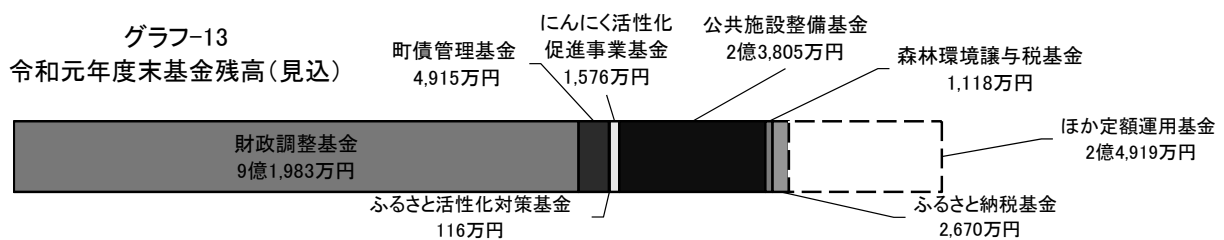
○平成30年度末積立金の残高

14億6,578万円
(全体 17億838万円)

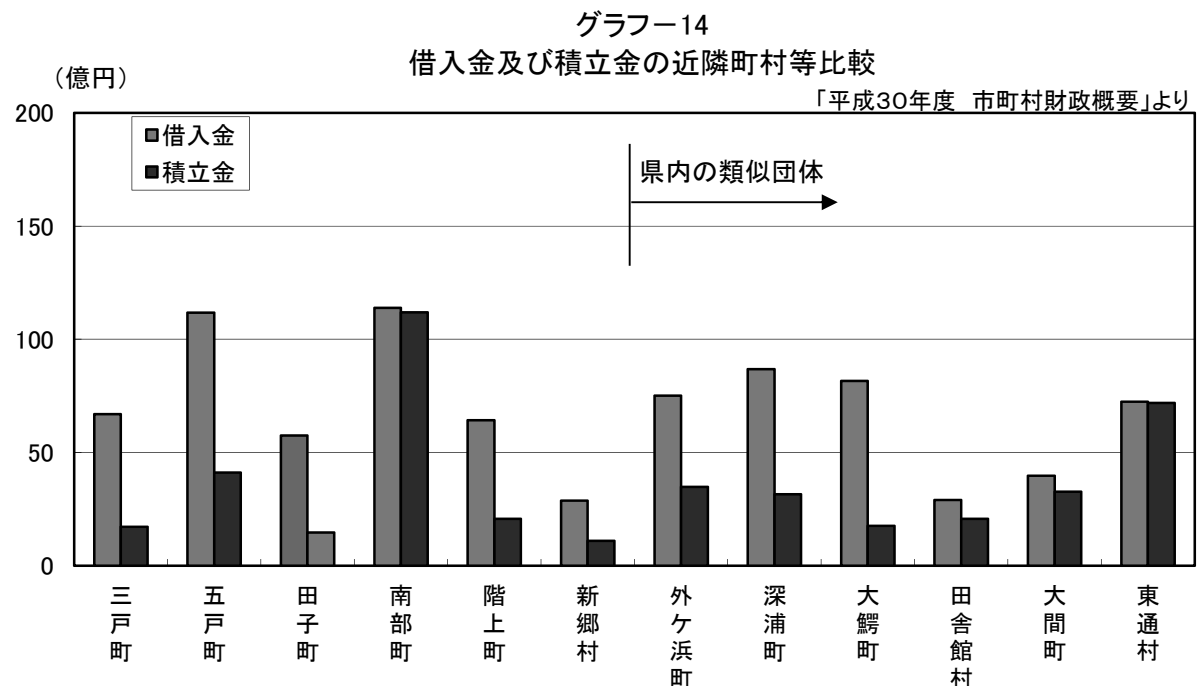


○令和元年度末積立金の残高(見込額)

12億6,184万円
(全体 15億1,103万円)



◆三戸郡内町村及び青森県内の類似団体の借入金と積立金(一般会計平成30年度決算時)



※「類似団体」とは、人口規模及び産業構造によってグループ化した自治体をいいます。田子町は、人口「5,000人以上10,000人未満」、産業構造は「Ⅱ次、Ⅲ次産業の割合が80%未満」の「Ⅱ-0」というグループに属しています。青森県内に7自治体あります。

Q3 町の財政は健全ですか？

財政の健全性を判断するには……

町の財政の健全性を判断する指標（指数、比率などの物差し）にはいろいろあります。分かりにくい指標ばかりですが、私たちの町の財政状況をしっかり把握し判断するために重要な指標です。住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、指標の分かりやすい開示が求められています。

○平成19年度決算から新たな財政指標が導入されました。

自治体の財政破たんを未然に防ぐために、国では平成19年に財政健全化法を定めました。

この法律は、新たな財政指標により、早期健全化と財政再生の2段階で自治体の財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も併せた連結決算により、自治体の財政状況を明らかにしようとするものです。

この財政指標では、早期健全化基準（イエローカード）と財政再生基準（レッドカード）が定められ、さらに上水道などの公営企業会計についても、個別に経営健全化基準（イエローカード）が定められています。

財政健全化法に基づき、全国の市町村では、平成19年度決算からこれらの数値を公表し、平成20年度決算から、この指標のいずれかが基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられることとなります。

田子町の財政の健全性は？

平成28年度から平成30年度までの決算に基づく新たな財政指標をもとに判断すると、**田子町の財政状況は、おおむね健全性を保っている**といえます。

しかし、財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、毎年度、歳入の50%程度を占める地方交付税の変動によっては、健全性を脅かす要素があります。今後も、借入金（町債）の発行抑制や経常経費の見直しなどにより、引き続き健全な財政運営を進める必要があります。

指 標	田子町			政令の規定による 田子町の適用比率	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	9.1%	9.0%	9.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	31.9%	21.4%	38.3%	350.0%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」と表示しています。

指 標	田子町水道事業			経営健全化基準
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資金不足比率	－ %	－ %	－ %	20.0%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。

○平成30年度決算の実質収支比率（赤字の場合は実質赤字比率）

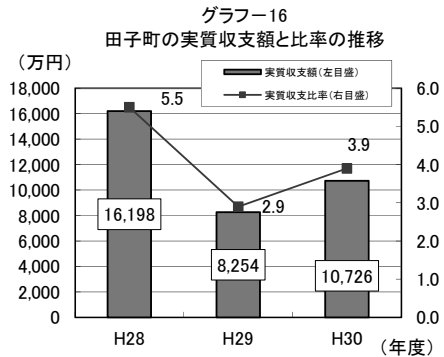
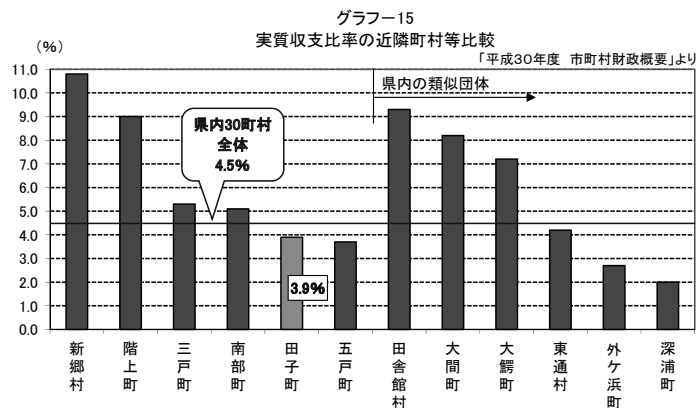
～一般会計等の収支決算をチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は プラス3.9%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計等普通会計の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。

収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス15.0%、「財政再生基準」はマイナス20.0%と定められています。

田子町は、「プラス3.9%」（前年度プラス2.9%）となっています。なお、県内40市町村には、赤字決算（実質収支額がマイナス）の市町村はありませんでした。



○平成30年度決算の連結実質収支比率（赤字の場合は連結実質赤字比率）

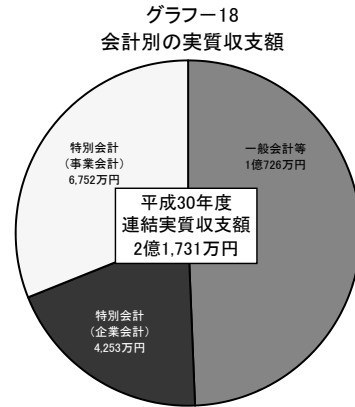
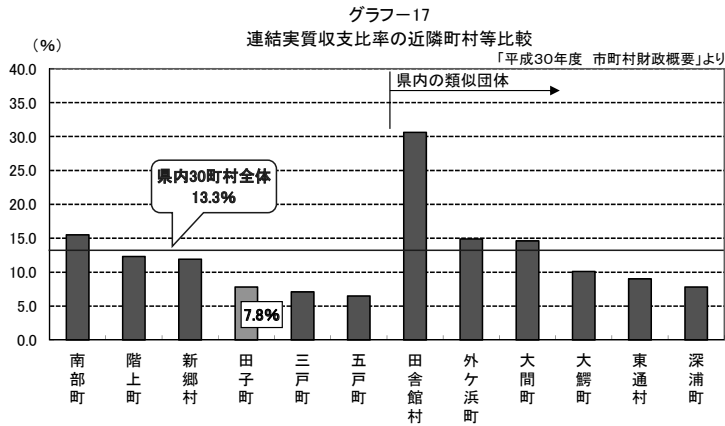
～すべての会計の収支決算をチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は プラス7.8%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、すべての会計の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。

自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほかに、国民健康保険や上水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス20.0%、「財政再生基準」はマイナス30.0%と定められています。

田子町は、一般会計等の実質収支比率と同様に黒字で、「プラス7.8%」（前年度プラス7.4%）となっています。なお、県内40市町村には、赤字決算（実質収支額がマイナス）の市町村はありませんでした。



○平成30年度決算の実質公債費比率

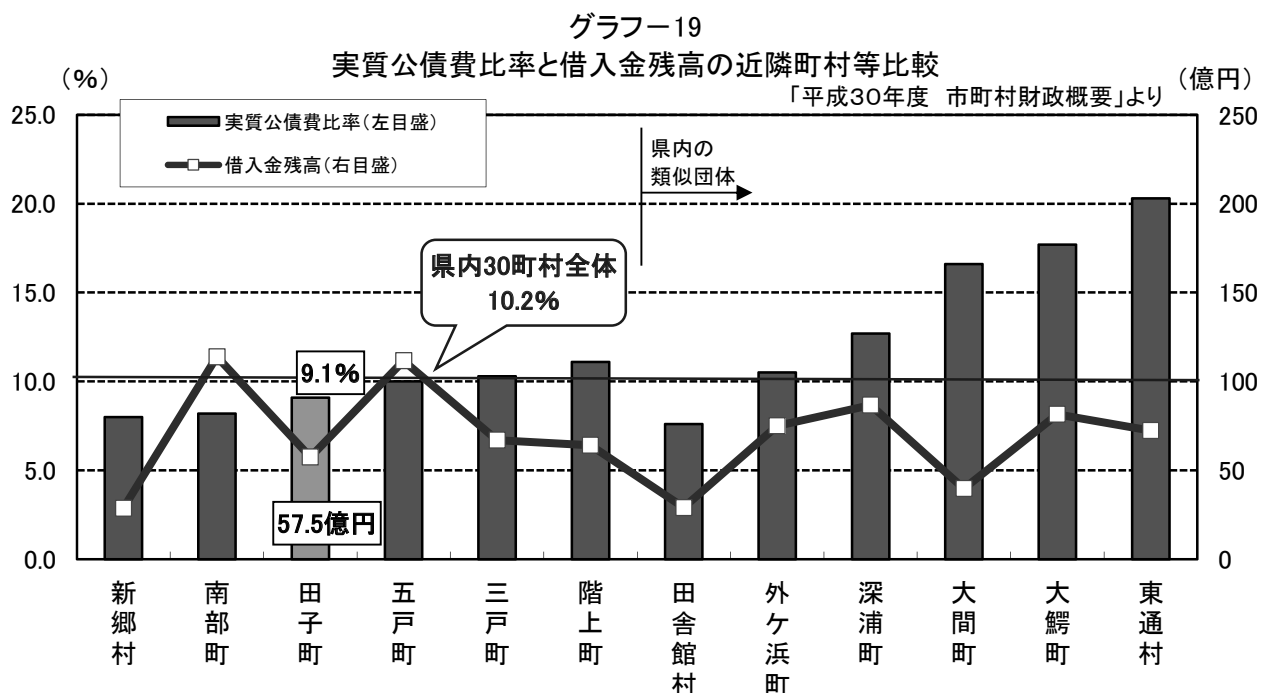
～借金負担の程度をチェックします。数字が小さい方が、より健全です～

田子町は 9.1%

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金（経常的な収入）に対して、借入金（町債）の返済にあてた経費（公債費）などの割合を示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。

チェックの目安として国が定めた基準により「18.0%」以上になると、新たな借入れ（地方債の発行）に際し段階的に制約を受けることになります。また、財政健全化法では、「早期健全化基準」は25.0%、「財政再生基準」は35.0%と定められています。

田子町は「9.1%」（前年度9.0%）となっています。



○平成30年度決算の将来負担比率

～将来負担すべき実質的な負債をチェックします。数字が小さい方が、より健全です～

田子町は 38.3%

財政健全化法により新しく設けられた指標です。

まちの人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）や債務負担（長期契約などにより複数年にわたり支払いの予定があるもの）などのすべての負担額から積立金（基金）などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。

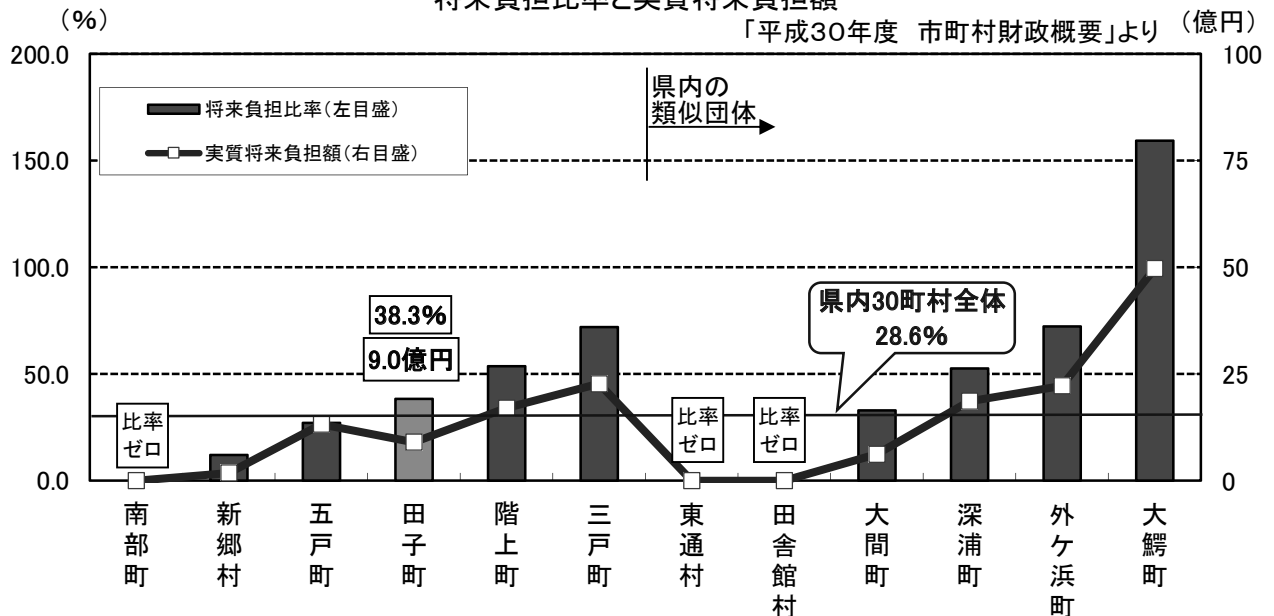
借入金や債務負担には返済が将来発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第3セクターの債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表すことができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」は350.0%と定められています。

田子町は、「38.3%」（前年度21.4%）となっています。

グラフー20

将来負担比率と実質将来負担額

「平成30年度 市町村財政概要」より（億円）



○平成30年度決算の資金不足比率

～公営企業会計の健全度合いをチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は 不足額なし

財政健全化法により新しく設けられた指標です。

上水道などの公営企業会計について、実質収支額（収入から支出を差し引いた額）を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。

「実質収支比率」「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「経営健全化基準」はマイナス20.0%と定められています。

田子町には、上水道事業の公営企業会計がありますが、資金不足額はありません。

田子町協働のまちづくり条例

町では、平成21年6月に協働のまちづくり条例が制定され、平成22年4月1日から施行しています。協働のまちづくり条例では、「町民全てが幸せになる田子」の実現を目指し、次代に個性豊かな魅力あふれるまちを引き継ぐため、私たちの役割を明らかにしています。

協働のまちづくり条例は、私たちの手でまちづくりを進めるための基本ルールとなるため、4年に1度の見直し義務付けられています。「協働のまちづくり条例」が将来に渡ってふさわしいものであり続けるために、皆様のご意見をお寄せください。

田子町協働のまちづくり条例

(平成21年6月10日条例第17号)

前文

私たちの田子町は、みどり豊かな恵まれた自然のもと、先人の英知と努力により伝統と文化がはぐくまれ、にんにくをはじめとする地域の特色をいかした産業の発達と活力あるまちとして発展してきました。

先人から受け継いだこのまちを、すべての人が生涯にわたり知性と文化を高め、健康でいきいきと安心して暮らし、働くよるこびを知り、子どもたちが将来に希望を持ちながらすこやかに成長できるまちとして次代に引き継いでいくことが私たちの願いです。

ここに私たちは、田子町民であることに誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、町民主体によるまちづくりが保障され、町民、事業者、町および議会がそれぞれ社会にはたす役割を自覚しながら、協働のまちを推進することを町政運営の基本とし、町民全てが幸せになる田子の実現のために、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民が主体となった自治と、参画と協働による開かれた地域運営をすすめるために、田子町における基本原則を定め、もって魅力ある個性豊かな田子の地域社会の実現をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民 田子町内に在住し、または通勤し、もしくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 田子町内に事務所または事業所を有する法人または個人をいう。
- (3) 議会 田子町議会をいう。
- (4) 地域コミュニティ 町民が連帯感をもって生活する一定範囲の基礎的な近隣社会をいう。
- (5) 協働 町民、事業者、町および議会がお互いの果たすべき責務を認識し、それぞれの立場を対等なものとして尊重する考えのもと、公共的な目的をはたすため、お互いに協力して働くことをいう。
- (6) 町 町長の内部組織、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会およびその事務組織をいい、全体としていわゆる「田子町の行政組織」のことをいう。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 田子のまちづくりは、地域の力をいかし、自らが考え行動するという自治の理念を実現し、町民一人ひとりの幸せをめざすために、町民、事業者、町および議会の協働による地域の運営がおこなわれることを基本とする。

第3章 権利及び責務

(町民の権利及び責務)

第4条 町民は、自由かつ平等な立場で地域の運営に参加する権利を有する。

2 町民は、前条に定める「基本理念」にのっとり、事業者、町および議会とともに地域の運営を主体的になう者としての自覚を持ち、協働による地域運営の推進につとめるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その役割を認識し、協働による地域運営の推進に対する理解と協力につとめるものとする。

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める「基本理念」にのっとり、総合的で計画的かつ効率的な町政運営をおこない、また開かれた地域の運営に資するようにつとめなければならない。

2 町は、町民の自主的な地域の活動を促進し、もって協働による地域運営を推進しなければならない。

3 町は、政策形成に町民の意見を広く反映させるため、総合的かつ計画的な町の基本構想およびこれを具体化するための計画の策定など、重要な政策などの立案の過程において、町民参画の機会の確保につとめなければならない。また、町民の意見を傾聴しなければならない。

4 町は、町の政策、施策、事業（以下「町の仕事」という。）について、その重要なものの企画立案及び実施に当たっては、その内容、必要性、妥当性などを町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有する。

(町長の責務)

第7条 地方自治法第1条にのっとり、町長は、町の代表者として、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保」につとめ、公正かつ誠実に町民に開かれた町政運営をおこなうとともに、協働による地域運営につとめなければならない。

2 町長は、協働による地域運営に対する町職員の理解が促進されるよう、意識啓発につとめなければならない。

(議会の責務)

第8条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定の議決機関として、常に広く町民から意見をもとめるようにつとめ、公正かつ誠実な議会運営をおこなわなければならない。

2 議会は、常に情報を町民に提供する開かれた議会運営をおこなわなければならない。

3 議会は、協働による地域運営がすすめられることにかんがみ、開かれた町政運営がおこなわれるように監視をおこなわなければならない。

第4章 情報共有の原則

(情報の共有)

第9条 町、町民、事業者および議会は、町の仕事を含め、地域の運営に関する必要な情報を相互に共有するようにつとめるものとする。

(情報共有の推進)

第10条 町は、情報共有を進めるため、次の各号に掲げるしくみを設けることにより、町の仕事および地域の情報について総合的に共有するようにつとめなければならない。

(1) 町の仕事に関する町の情報をわかりやすく提供するしくみ

(2) 町の仕事に関する町の会議を公開するしくみ

(3) 町民の意見および提言などがまちづくりに反映されるしくみ

(附属機関等の委員の公募)

第11条 審議会、委員会その他の附属機関の委員の選任は、町民の多様な意見を反映できるよう、適切にこれをおこなわなければならない。

(住民投票)

第12条 町長は、町政運営上の重要な事項について、広く住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の場合において、町長は、住民の適切な判断に資するよう、投票に係る事案についての情報を提供しなければならない。
- 3 町長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 住民投票の実施に関し必要な事項は、そのつど条例で定める。

第5章 参画と協働の推進

(参画と協働の原則)

第13条 町は、協働による地域運営を推進するため、町民の地域活動および町政への参画が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、前項の措置を講ずるにあたっては、町民活動の自主性および自立性を尊重し、総合的かつ計画的におこなわなければならない。
- 3 町民は、町民活動に対する理解および地域を構成する者としての自覚を深め、参加および協働につとめるものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

第14条 町は、地域コミュニティ活動が促進されるように地域担当職員制度などの必要な措置を講ずるようにつとめ、地域コミュニティのしくみの構築について、情勢に応じて地域住民と協議し推進するようにつとめるものとする。

- 2 町民は、共助の精神をもって地域をささえる地域住民の一員であるという認識のもと、地域コミュニティ活動に対する理解を深め、参加および協力につとめるものとする。
- 3 地域コミュニティをになう自治会などは、地域の実状に応じて柔軟で開かれた運営につとめるものとする。

(推進体制)

第15条 町は、参画と協働の推進をはかり、その取り組みを見守るための町民からなる推進会議（以下「推進会議」という。）を常設のものとして設ける。

- 2 推進会議は、20人以内をもって組織し、その推進会議の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

第6章 評価制度

(評価制度)

第16条 町は、町民または第三者からの意見を傾聴し、町政運営の評価をおこなうものとする。

- 2 町は、町政運営について、よりよい評価のしくみづくりにつとめなければならない。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第17条 町は、政策などの立案、および条例、規則などの制定または改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

- 2 町民および事業者は、地域の運営にかかわるときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第8章 雑則

(条例の見直し)

第18条 町は、社会情勢などの変化を踏まえ、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が田子町にふさわしいものであり続けているかどうかなどを検討するものとする。

- 2 見直しにおいては、推進会議による検討を経なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

こんなときは？（役場や緊急時の連絡先）

- 税金、税の各種証明書
- 地籍管理の成果
- ふるさと納税など

【お問い合わせ】 税務課税務グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7112

- 住民票、戸籍、印鑑登録、各種証明書
- ごみ、合併処理浄化槽、犬の登録、墓園
- 自治会、コミュニティバスなど

【お問い合わせ】 住民課住民環境グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7113

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金
- 高齢者福祉（敬老会、老人クラブ助成事業）
- 障害者福祉（介護・訓練施設入所支援、更正医療・精神通院医療支給、障害者手帳交付など）

【お問い合わせ】 住民課福祉給付グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7119

- 子育て支援（児童手当、保育園入園手続き等、子ども医療費助成、入学祝い金など）
- 定住移住（雇用促進、通勤支援、住宅助成、結婚祝い金など）

【お問い合わせ】 住民課子育て定住移住支援室（役場庁舎 2 階） ☎ 23-0678

- 生活保護
- 介護保険、高齢者福祉
- 出産、育児
- 健診、予防接種、健康教室など

【お問い合わせ】 地域包括支援課（せせらぎの郷） ☎ 20-7100

- 道路、河川、土地利用、除雪、公園
- 町営住宅
- 建築工事届、屋外広告物、大規模開発行為届出など

【お問い合わせ】 建設課建設グループ（役場庁舎 3 階） ☎ 20-7117

- 上水道（水道使用の開始・中止・廃止、水道の使用者・所有者の変更など）

【お問い合わせ】 建設課水道グループ（役場庁舎 3 階） ☎ 20-7118

資料編

- 水田等営農対策
- 家畜防疫、公共牧野
- 民有林伐採届
- たっこにんにくの生産振興など
- その他農林業全般に関する振興対策など

【お問い合わせ】 産業振興課 1次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 20-7115

- 商工業、観光イベント
- 農産物物流、加工品開発など

【お問い合わせ】 産業振興課 2次3次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 20-7114

- 6次産業化の推進など

【お問い合わせ】 産業振興課 6次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 23-0153

- 防災、消防
- 人事管理、臨時職員の登録、情報公開

【お問い合わせ】 総務課総務グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7111

- 財政、行政改革
- 公共工事入札参加資格審査申請
- 電算処理・地域情報化など

【お問い合わせ】 総務課財政行革グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7111

- 協働のまちづくり、政策の総合的調整、国際交流、広報・広聴
- 町の総合計画、男女共同参画、統計など

【お問い合わせ】 政策推進課政策推進グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7127

- 生涯学習、余暇活動、スポーツ、文化芸術
- 体育施設、公民館、総合型地域スポーツクラブなど

【お問い合わせ】 教育課スポーツ・社会教育グループ（田子町中央公民館） ☎ 20-7070

- 幼稚園、小学校、中学校など

【お問い合わせ】 教育課学務グループ（田子町中央公民館） ☎ 20-7072

○図書の貸し出し、図書の検索・予約など

【お問い合わせ】 町立図書館 ☎ 20-7221

○農地の権利移動（売買・贈与）、農地の賃貸・あっせん、農地転用

○農業者年金、経営移譲など

【お問い合わせ】 農業委員会（役場庁舎 1 階）☎ 20-7120

○医療、健康診査

【お問い合わせ】 町立田子診療所 ☎ 32-3171

○介護老健施設利用サービス（長期入所・短期入所・通所リハビリテーション）

【お問い合わせ】 老健たっこ ☎ 32-3172

○訪問看護利用サービス

【お問い合わせ】 訪問看護ステーション（せせらぎの郷 2 階）☎ 32-3177

○出納室 ☎ 20-7122

○田子幼稚園 ☎ 32-2340

○学校給食センター ☎ 32-2277

○選挙管理委員会 ☎ 20-7111

○議会事務局・監査委員 ☎ 20-7121

○ケーブルテレビ・プラザ ☎ 20-7229

【緊急時の連絡先】

官公庁	田子町役場	☎ 0179-32-3111
	三八地域県民局地域整備部（河川等）	☎ 0178-27-5111
警察（110番）	三戸警察署	☎ 0179-22-1135
	田子駐在所	☎ 0179-32-3109
消防・救急（119番）	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	☎ 0178-44-2131
	三戸消防署	☎ 0179-22-1140
	三戸消防署田子分署	☎ 0179-32-3104
病院	田子診療所	☎ 0179-32-3171
	三戸中央病院	☎ 0179-20-1131
ライフライン （電話・電気・水道）	NTT 東日本青森	☎ 0178-45-4270
	東北電力八戸営業所	☎ 0178-43-5612
	田子町役場建設課	☎ 0179-20-7117

田子町民憲章、町の花・木・鳥

田子町民憲章

わたくしたちは、熊原の清流とみどりこき奥羽の山なみにいだかれた田子の町民です。わがふるさとは、ふるく平安の世に開けた南部藩ゆかりの歴史ある、人情ゆたかなところ です。

わたくしたちは、この郷土をこよなく愛し、誇りと自信を持って、さらに住みよく夢 多い町をつくるために、町民憲章をさだめます。

- 1 みどり豊かな
美しい町にしましょう
- 1 教育と文化を高め
希望にあふれる町にしましょう
- 1 健康と安全に心がけ
住みよい町にしましょう
- 1 すすんではたらき
みんながしあわせな町にしましょう
- 1 きまりを守り 心をあわせて
いきいきとした町にしましょう

木・ナナカマド



町の花・木・鳥

花・山ツツシ



鳥・キセキレイ

